

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.147

No.147 2019.3.26

## ■ 厚労省「解雇の金銭救済制度」検討会 が進行中

厚生労働省は、2018年6月12日に、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」（座長：岩村正彦東京大学教授）を設置し、いわゆる解雇の金銭解決制度の創設に向けた議論を行っています。検討会が念頭に置いているのは、「無効な解雇がなされた場合に、労働者の請求によって使用者が労働契約解消金を支払い、それによって労働契約が終了する仕組み」です。

委員は、労働法、民法、民事訴訟法の研究者6名のみです。2017年5月31日に報告書がまとめられた「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」（「システム検討会」）とは異なり、労使の代表は参加していません。

検討会の目的は、「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的な論点について議論し、整理を行う」ことにあるとされています（第1回検討会「開催要項」）。しかし、厚労省事務局作成の資料を見ると、例えば、解消金の算定について、「上下限を設けることが適切と考えられる」とされるなど、論点の整理を超えて、各論点の結論にまで踏み込んだ議論が行われています。

検討会は、3月19日に第6回検討会が開催されました。次回以降に報告書の案が検討され、夏ころまでに報告書が取りまとめられる見込みです。

## ■ 導入ありきの議論に断固反対する！

日本労働弁護団は、解雇の金銭解決制度は不

当な解雇を誘発する可能性が高いという観点から、同制度の議論がなされるたびに、制度導入に反対する意見を表明してきました。また、システム検討会でも、労働者委員は、同制度の導入は不要であるとの意見を明確に述べたところです。

今回の検討会は、このような意見を無視し、制度導入を前提とした議論を行っており、「論点の整理」という本検討会の目的を大きく逸脱しています。労使が不在の場で、制度導入の当否にまで立ち入った議論を行い、制度導入の道筋をつけることなど許されません。

また、現時点では使用者申立てについては議論されていませんが、検討会のヒアリングに出席した経営法曹会議の弁護士は、「金銭解決制度は解雇紛争についての適切な解決方法であるから認めるべきなのであって、労働者保護を図る制度とする理由はない。」との意見を提出しており、一度導入されてしまえば、使用者申立てに制度が拡大されることは目に見えています。

上述した観点から、日本労働弁護団では、3月18日に、「『解雇の金銭救済制度』導入ありきの議論に反対する緊急声明」を出しました。内容はホームページに掲載しましたので、是非ご一読ください。

全国の労働者・労働組合がこの問題点を共有し、反対に向けた意見をあげていきましょう！

【発信元】

日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-2-11 連合会館 4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790